

訪問看護ステーションかけはし

運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人さざなみが運営する指定訪問看護ステーションかけはし（以下、「ステーション」という。）が疾病、負傷等により、在宅において継続し療養を受けている状態にあり、家庭において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要すると主治医が認めた要介護者及び要支援者に対し、看護師等が訪問して指定訪問看護（介護予防を含む）の事業（以下、「事業」という。）を行う。このことにより、在宅療養者のQOLを確保し、療養者の病状に応じた適切な看護等を提供し、家庭においてより安定した質の高い療養生活が送れるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係事業機関、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携に努め、その理解と協力のもとに適切な運営を図るものとする。
- 3 東彼杵郡医師会と密接な連携を保ち、その協力を仰ぎ在宅医療の質の向上を目指す。
- 4 事業者は運営協議会を設置し、事業運営上の必要事項は適時協議する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- 一 名称 訪問看護ステーションかけはし
- 二 所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 1085 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1 名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護（介護予防を含む）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師 2.5 名以上（管理者も含む）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護（介護予防を含

む) の提供に当たる。

三 作業療法士 相当数

理学療法士 相当数

・言語聴覚士・事務職員については、必要に応じて採用する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時10分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護(介護予防を含む)の内容)

第6条 訪問看護(介護予防を含む)の内容は次のとおりとする。

一 病状・障害の観察

二 清拭・洗髪等による清潔の保持

三 食事及び排泄等の日常生活の世話

四 褥瘡の予防・処置

五 リハビリテーション

六 ターミナルケア

七 認知症患者の看護

八 精神障害者の看護

九 療養生活や介護方法の指導

十 カテーテル等の管理

十一 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域以外についてその実費を徴収する。

前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市、嬉野町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護（介護予防を含む）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した訪問看護（介護予防を含む）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに法人、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護（介護予防を含む）サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問看護（介護予防を含む）ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人さざなみとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権を擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

1. 目的

第一に、本指針は医療法人さざなみ鈴木病院および訪問看護ステーションかけはし（以下「当院」という。）において、虐待を受けた疑いのあるケースを早期に発見し、関連機関・行政・司法などとも緊密に連携を取り、速やかに対策を検討し実行することにより、一人でも多くの方々の健全な療養生活に寄与することを目的とする。また、第二に、本指針は当院における虐待予防・対応等を図るための必要な事項を定め、外来および入院患者の尊厳を守り、その権利を養護し、健全な生活、自立と社会参加の支援に資することを目的とする。

2. 虐待防止委員会

当院が関わる障害者虐待あるいは当院における虐待・暴力等について適切な対応を講じるための中枢的な役割を担うため、医療法人さざなみ鈴木病院および訪問看護ステーションかけはし虐待防止委員会（以下「委員会」という）を設置する。

3. 虐待対策推進についての基本方針

当院の職員（以下「職員」という）は障害者虐待あるいは当院における虐待・暴力等が疑われる事例に遭遇した場合には所属長または委員会に連絡する。委員会は詳細の把握に努め、必要な場合には委員の招集を行い、対策に介入する。

虐待が疑われる事例については関連機関あるいは場合によっては警察と連携を取って対応する。

4. 被虐待患者様への対応

虐待または虐待を受けた疑いがある患者、利用者を発見した職員は直ちに報告するものとする。

5. 虐待防止委員会規定

(設置)

- 1) 医療法人さざなみ鈴木病院および訪問看護ステーションかけはし（以下「当院」

という。)に虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

- 2) 委員会は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待への迅速な対応および組織的な対処を行うことを目的とする。
- 2 第1項に含まれない当院で発生した虐待への迅速な対応および組織的な対処を行うことを目的とする。

(組織)

委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 3) 院長、副院長、事務長、薬局長、看護部長、総務部長、2 階病棟看護師長、4 階病棟看護師長、3 階東病棟看護師長、3 階西病棟看護師長、リハビリテーション科長、医療福祉相談課長、訪問看護ステーションかけはし管理者

(審議事項)

- 4) 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一. 虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関すること
 - 二. 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置
 - 三. 虐待発生時の院外関係機関との連絡および連携に関すること
 - 四. 虐待に関する相談の体制整備
 - 五. 当院職員や関係者に対しての虐待に関する研修の実施および啓蒙活動
 - 六. 当院の虐待防止・対策マニュアルに関する事項
 - 七. その他虐待に関すること

(委員会の開催)

- 5) 委員会は原則として月 1 回第一月曜日に開催する。ただし、特に必要があると認められた際には、委員長がこれを開催することが出来る。
- 2 委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは関係職員を出席させ、意見を聴くことが出来る。
- 4 委員長は委員会開催の都度速やかに議事録を作成し保管する。
- 5 虐待を防止するための定期的な研修の実施
年に2回実施する。担当者は副主任とする。
当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 15 条 身体拘束等廃止に関する考え方

身体拘束等は人権擁護の点から問題があるだけでなく、患者及び利用者（以下、「患者等」）の生活の自由を制限することであり、患者等の尊厳ある生活を阻むものである。そのため、患者等の生命の危機と身体的損傷を防ぐ目的で他に代替手段がない場合以外に行うべきではない。当法人では、拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束等廃止の意識を持ち、患者等の尊厳と主体性を尊重し、環境調整や具体的なケアを追求し続けなければならない。

当事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

1 身体拘束等禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の患者等の行動を制限する行為を禁止する。

2 身体拘束等についての定義

治療・看護・介護上の危険防止のため、車椅子・ベッドからの転落予防、点滴などルート類の自己抜去防止のために体幹よく整体・四肢の抑制・ミトン・安全ベルト・ベッドの4点柵などにより体動制限をすること。薬剤による対応も含む。

※ 興奮したり、穏やかでなくなった人を落ち着かせるために鎮静の目的で向精神薬を過剰に使うことで行動を抑制することがあるが、当法人は、不眠時や不穏時の薬剤指示については、院内統一指示にて対応している。

3 身体拘束等廃止に向けた体制

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束等廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置する。

(1) 設置目的

- ・「身体拘束等」の実施状況についての検討・確認（指針に沿って実施しているか）
- ・身体拘束等の代替案、拘束等解除に向けての検討
- ・職員全体への教育、研修会の企画・実施

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成員

院長・副院長・事務長・看護部長・総務部長・薬局長・2 階病棟看護師長・4 階病棟看護師長・3 階東病棟看護師長・3 階西看護師長・リハビリ科長・医療福祉相談課長・訪問看護ステーションかけはし課長・管理栄養士主任・各病棟主任

(3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ・ 定期開催：1 回／月 （第一月曜日）
委員は虐待防止委員会メンバー同様に構成し、身体拘束等を実施した場合は虐待

防止委員会と同時に検討を行う。

- ・必要時は随時開催

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容・結果については議事録を作成・保管するほか、議事録をもって職員へ周知を行う。

やむを得ず行動を制限する場合には、「医療法人小さざなみ鈴木病院・訪問看護ステーションかけはし身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、利用者および家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その際の利用者の心身の状態およびにやむを得ない理由及び経過について記録する。

(暴力・ハラスメントに対する対応)

第 16 条 利用者又は家族等が、事業所又は従業員に対する、暴力、暴言、威嚇（口頭によるものも含む）、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービスの提供が困難であると判断できる場合にはサービスの中止、状況改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合がある。（叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な暴言をする、叫ぶ、大声を出すなど）

(衛生管理等)

第 17 条 当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

当事業所は、事業所において感染が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 6 月 7 日改定

平成25年2月1日改定
平成26年4月1日改定
平成27年8月1日改定
平成29年5月1日改定
平成30年6月1日改定
平成31年1月1日改定
令和元年7月11日改定
令和2年 5月1日改定
令和4年 4月1日改定
令和4年 4月21日改定
令和4年 5月21日改定
令和4年 8月10日改定
令和5年 4月1日改定
令和6年 5月1日改定
令和8年 2月9日改定